

キリスト教保育連盟, 1986, 『日本キリスト教保育百年史』
小檜山ルイ, 1992, 『アメリカ婦人宣教師』 東京大学出版会
牟田和恵, 1996, 『戦略としての家族』 新曜社
サラ・M・エヴァンス著 小檜山ルイほか訳, 1997, 『アメリカ女性の歴史－自由の
ために生まれて』 明石書店
白峰学園保育センター, 1987, 『保育の社会史』 筑摩書房
横浜開港資料館, 1994, 『横浜商人とその時代』 有隣堂
横浜共立学園, 1991, 『横浜共立学園 120 年の歩み』
横浜指路教会, 1974, 『指路教会百年の歩み』

20 世紀前半の出生率低下原因論と優生論の関係の分析

分担研究者 松原洋子（お茶の水女子大学文部教官助手）

研究要旨

20 世紀前半期、日本の知識人たちは、出生率低下が文明化による必然的帰結であり放置すれば民族の衰退を来すという認識から、国民の子産み子育てに向かう意欲を人為的に構築しようと試みた。この研究では、そうした試みの代表である優生論（逆淘汰防止論）を出生率低下原因論との関係において検討し、その結果、優生論が女性にの親としての地位を再構築したことを明らかにした。

A. 研究目的

典型的な優生学の主張をみると、文明化が必然的に子どもをつくる意欲、次世代を育成しようとする意欲を衰退させるという前提に立っている。優生学という生殖をめぐるイデオロギーは、子産み子育てに向かう意欲をあえて人為的に構築していかななくては人類が衰退するという危機感に発していた。この問題意識は現代に共通する側面がある。ただし優生学は生殖の私物化を戒め、次世代育成力の根拠を民族主義やナショナリズムに求めた。今日、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを尊重しつつ少子化傾向に歯止めをかけ、次世代育成力を確保するには、優生学を超えるパラダイムを獲得する必要がある。ここでは、優生学的言説の分析を通じて、新たなパラダイム構築を探る。

B. 研究方法

19 世紀末から 20 世紀前半における、人口論、優生論、産児調節論および保健衛生関係の雑誌論文、著書、報告書などの一次資料および関連の二次資料を分析する。主として日本の文献を扱うが、欧米の文献によっても補足する。

（倫理面への配慮）

本研究は、半世紀以上前に公刊された文献資料によるものであり、特定の個人のプライバシー侵害等の恐れは少ない。しかし、現代の人権意識に反する差別的表現を含む内容を歴史的資料として引用する場合があるので、表記の際その点を配慮する。

C. 研究結果

1. 出生率低下問題の浮上

ヨーロッパ先進諸国では 20 世紀初頭に出生率低下問題が浮上し、その原因分析と対策をめぐる議論が盛んになった。

なかでもフランスは、出生率と国力の関係を象徴する存在として注目された。フランスでは、他国に先駆けて 19 世紀初頭からほぼ連続的に出生率が下降していたが、普仏戦争（1870-1 年）におけるフランスの敗北を境に、識者たちは出生率低下が民

族の衰退をもたらす可能性を深刻に考えるようになった（南 [1935:189-94]）。つまり、低出生率の文明国フランスが、当時まだ出生率が比較的高かったドイツ人に敗北しドイツ帝国誕生を許したことによって、出生率の低下が民族凋落のサインであるという見方が強められたのである。その背景には、軍勢力を人口との相関において評価する発想があった（Teitelbaum and Winter [1985=1989:21-37]）。

一方、フランス以外のヨーロッパ諸国や北アメリカでも、1880年代以降出生率が一貫して低下しはじめ、1900年代には欧米の指導者や識者たちの間で、出生率低下対策が焦眉の急とみなされるに至った。ヴィクトリア朝時代には「世界の工場」を誇っていたイギリスを今や脅かすようになったドイツ、アメリカの成長、さらには黄禍論に象徴されるような日本を筆頭とするアジア諸国台頭に対する危惧など、国家間の帝国主義的競争が激化するなかで、出生率低下が人口減退ひいては国力低下につながるという危機感が高まっていた。彼らはしばしば「人種の自滅」（race suicide）という表現を用い、出生率低下を古代ギリシャ・ローマ以来、繰り返されてきた文明国の凋落と結びつけて警鐘を鳴らした。こうして、出生率が民族興亡の鍵であり、出生率低下は「人種の自滅」の前兆であるという議論が急速に浸透していった（Soloway [1995:4-10,37]）。

一方、ヨーロッパにおける出生率低下をめぐる議論は、「人口政策」についての具体的な説明とともに1900年代に呉文聰（呉 [1905]）によって日本に紹介された。また社会学者の建部遯吾（建部 [1904]）は、日本で1880年代から議論されていた人種改良論と人口概念を統合的にとらえ、ヨーロッパの出生率低下問題を重視した（廣嶋[1983: 58-60]）。日本は当時まだ高死亡率、高出生率社会であったが、文明化を先取りする先進国共通の悩みとして、識者たちは出生率低下問題に関心を寄せたのである。

その関心はやがて政策にも反映される。1916年、内務省に設置された保健衛生調査会は、日本における社会衛生上の諸問題の調査を目的としていたが、その背景には将来の人口減退への恐れが存在していた。

保健衛生調査会の設立趣旨は次のようなものであった——ヨーロッパ諸国では出生率低下が問題となっているが、死亡率も低いので人口増殖率はそれほど変化がない。これに対して日本では、出生率はまだ高いが晩婚化の兆候がみられ、文明の進歩に伴う悪影響としての出生率低下は遠くない将来日本でも経験されるだろう。さらに憂慮されることには、英国ではすでに半世紀前に死亡率が低下しはじめたのに、日本では乳児及び小児死亡率、結核による青年および壮年者の死亡率が依然として増加傾向にある（保健衛生調査会[1917:1-4]）。こうした認識にもとづき、国力充実をはかるために若い国民の高死亡率を克服しようと設置されたのが、保健衛生調査会であった。

石崎昇子によれば、1880年代以降、政府の軍事拡張政策により衛生関係の財政が圧迫され、産婆養成や死産・乳児死亡関係の統計業務など、生殖への配慮に関わる行政は明治初期よりもむしろ後退していた。しかし、1908年には徴兵検査の不合格率と乳児死亡の関連がはじめて指摘され、また、1911年のドレスデン万国衛生博覧会にむけた統計整備を契機に死産率や母体の健康の問題が注目されるようになり、保健衛生調査会の設置につながった（石崎 [2000:45-50]）。

一方、1927年には、人口問題対策をより明確に意識した最初の政府機関として、内閣に人口食糧問題調査会が設置された。1920年代に入ると日本でも新マルサス主義を支持する議論や産児調節運動が活発になり、また、出生率の低下傾向が認識さ

れるようになっていた。しかし、全体としては依然として多産多死型であり、日本の人口政策の課題は、死亡率と出生率を適度に押さえ人口の自然増加をはかることであるとされた。同調査会の答申では条件つきながら避妊も容認されている。出生率低下は近い将来到来する問題として危惧されつつも、当時は過剰人口論が基調にあり、出生率低下対策が特に政策として積極的に講じられたわけではなかった（廣嶋 [1980:50-6]）。

このように、20 世紀初頭以降、日本の識者たちは先進国における出生率低下および人口減退に対する危機意識を近代化にまつわる言説のひとつとして受容しながらも、多産多死の状況であった日本では、出生率低下対策よりも、社会衛生的観点からの死亡率低下対策がまず重視されたといえる。この傾向は基本的には人口増加政策が本格化する 1930 年代末の国家総動員体制期まで続いた。

2. 出生率低下対策としての優生学

ところで欧米では出生率低下傾向の原因について、様々な仮説が提出されていた。これらは生物学的原因説、社会的経済的原因説、両者の混合説に大別できる。生物学的原因説としては、スペンサー (H. Spencer) が『生物学原理』(1864 年)などで展開した議論がしばしば引用された。この説によると、生物の自己保存能力と増殖能力はトレード・オフの関係にあり、進化の程度が高くなるほど生殖能力は減退する。したがって、人類においても文明が進歩するほど個体の完成度が高まるが、それによってもって生殖力は減退するという。一方、社会的経済的原因説は特にフランスで発展したが、デュモン (Dumont) が『人口減退と文明』(1890 年)で唱えた「社会的毛細管現象」という概念は有名である。デュモンによれば、文明化にともなう出生率低下はスペンサーが主張するような生理的理由によるものではない。民主的社会において、中流以上の階層は競争に勝ち抜くことで社会的経済的により高い地位を獲得することが可能になり、そのために努力するようになった。この際、子女の養育は個人生活の負担となり競争を阻害するので、子どもの数が制限されるとデュモンはいう（美濃口 [1944:108-14・143-7]）。

このように多くの場合、出生率低下の原因は文明化にともなう何らかの要因によって説明されていた。出生率低下は先進国に顕著であり、また一国内についてみれば、知的で比較的裕福な、より文明化の程度が高いとみなされた人々（または階層）において顕著であると彼らは認識していた。言い換えれば、文明国における出生率低下現象は、人口のうち「文明化の程度が高い人々」の比率を低下させる一方で、高出生率を維持する「文明化の程度が低い人々」が占める割合を年々増大させ、その結果国民全体の質を低下させる、という事態を招くという認識が生まれてきた。

これがいわゆる出生率格差 (differential fertility) の問題であり、優生学支持者が持論の根拠としたものである。出生率に関する様々な調査を通して、職業や経済力、または熟練労働か単純労働かといった基準をもとに出生率がはじきだされ、出生率格差の事実を裏付けるデータとして採用された。例えば、イギリスの統計監督官スティーヴンソン (T.H. Stevenson) は、300 種近くの職業を中上流階層の専門職以下 8 クラスに分類して 1911 年に出生率調査を実施し、貧困と高出生率が正の相関にあるという見解を補強した。優生学の支持者は社会階層と生得的 (遺伝的) な資質が対応するとみなし、非熟練労働に従事する下層階層の高出生率は「生まれながらの不適格者」の拡大再生産を意味すると考えていた (Teitelbaum and Winter [1985=1989:66-70]、Soloway [1995:10-12])。

イギリスのジェントルマン科学者であるゴルトン (Galton) が、ヴィクトリア朝末期に「高等な人間を生み出す研究」として遺伝概念に依拠しつつ “eugenics” (優生学) を提唱した当時 (Galton [1883:24-5])、優生学はまだあまり知られていない地味な概念であった。しかし、20 世紀初頭の出生率低下問題、とりわけ出生率格差の問題は、優生学を組織的な啓蒙普及運動の対象にまで押し上げ、優生学は次第に中上流の教育程度の高い階層に顕著な生物学主義的思考の重要な要素となるにいった (Soloway [1995: xxii])。

出生率低下問題の議論とともに優生学的言説もまた日本に輸入され、出生率低下を憂慮する優生主義者たちは、避妊の普及を敵視し強く非難した。1930 年に日本最初の本格的優生運動団体である日本民族衛生学会を結成し、理事長となった永井潜 (東京帝国大学医学部教授) は、『婦人公論』の産児調節問題特集の記事で、ヨーロッパでは第一次大戦の大打撃によって、国民の質の改良と同時に量の増加の重要性が深く自覚され、人種衛生が識者の注意を引くようになったとし、新マルサス主義者が喧伝する「バース、コントロール」は国民の量の増加を阻害する危険思想であると強く攻撃した (永井 [1920])。また、後に厚生省で戦時優生政策および人口政策立案の中核をになうことになる古屋芳雄 (千葉医科大学教授) は、日本にも産児調節の傾向が急速に浸透し、「知識階級に於ける産児数が斯く減少しつつある反面、無識階級では遥にこの平均数を超過して」おり、これを「逆淘汰」と呼んで警戒をよびかけた (古屋 [1930:2])。

永井や古屋のように産児調節を敵視するタイプの優生主義者は、質の向上と量の増加を民族存続に不可欠のものとして同じように重視していた。そして、国家や民族の繁栄が個人の事情よりも優先されるべきであると説くことによって、結婚を遅らせたり子どもを産み控えようとする教育程度の高い中上流階層の人々の出産意欲を鼓舞しようとした。彼らは「不適格者」の繁殖阻止 (断種、結婚禁止など) を目的とする否定的優生学 (negative eugenics) はもとより、「適格者」の繁殖を奨励する肯定的優生学 (positive eugenics) を文明化に伴う出生力減退の阻止という観点から、非常に重くみていたのである。

一方、産児調節批判派の優生主義者だけではなく、避妊を認め、出生率低下を歓迎する新マルサス主義の支持者もまた、「逆淘汰」を危惧した。例えば社会学者の米田庄太郎は、出生率低下は個人が自由に自己実現を追究する現代文明にあっては必然であり、また戦争や飢饉などの社会悪を回避できるという理由で、人口減少や出生率低下はいちがいに悪いとはいえないとする。しかし、米田は出生率減少傾向が「劣悪分子」よりもむしろ「優良分子」において大きいことを危惧した。そして、「ユーゼニックスの主意に随ひ、先づ劣等分子の方面に於ける出生率の減少を図るは、今日の一大急務であると信ずる」とし、「ゼニックス」(遺伝学) と「ユーゼニックス」の二学問をもってすれば、常に歴史上繰り返し現れてきた文明人の「終局的頹廃および滅亡」という「運命」を避けることができると希望を託した (米田 [1920:355-80])。

欧米では産児調節運動と優生学的言説が結合していたことが知られているが (荻野 [1994:190-208])、日本でもこのように同様の傾向がみられた。ただし、産児調節批判派と異なり、新マルサス主義者は避妊を容認する点で肯定的優生学に対しては消極的であるため、彼らが「逆淘汰」対策を画策しようとする、必然的に否定的優生学を強調する傾向が強くなる。第二次世界大戦敗戦後、民主化という建前の尊重と過剰人口対策の一環として、産児調節を人口政策関係者たちが容認せざるを

得なくなった。その際、戦時中の国民優生法以上に断種政策を強化すべきだという声があがり、事実戦後制定された優生保護法（1948年公布）でそれが実現したことは、産児調節の推進と否定的優生学の関係を物語っている（松原 [1998]）。

3. 優生学における女性の役割の強調

優生学は女性の高学歴化にともなう晩婚化を警戒したり、女性の価値や能力を生殖能力に還元するなど、反フェミニズム的言説を生み出した。しかし一方で、優生学は生殖における女性の役割を重視することから、女性を「人種の母」(race mother)として尊重し母性主義的フェミニズムと結合したり、女性の自由恋愛や生殖の自己決定が優生学的に望ましい配偶者選択や子孫の吟味をもたらすという観点から、よりラディカルなフェミニストに歓迎されたりもした（Soloway [1995:110-137]、市野川 [1996:178-86]）。

母性主義的性格が強い戦前日本のフェミニズムにおいても、1920年代に平塚らいてう率いる新婦人協会が、夫から性病を感染させられる女性の被害に対処するため、「種族への奉仕を全うせんとするもの」として「善種結婚制限法」の議会請願運動を展開するなど、優生学との親近性が指摘されている（小林[1983: 377-80]、古久保[1991]）。また、すでに述べたように、優生学的色彩の強かった産児調節運動には、平塚のほか女性の生殖の自律性を尊重する石本静枝、河崎なつ、赤松明子、山本杉ら女性活動家が数多く従事していた。彼女たちが中核メンバーとなって1931年に発足させた日本産児調節連盟の宣言には「母性保護」や「自主的母性」が掲げられた他、「優良なる子孫を社会に送らんがため『優生学的立場』より吾等の妊娠には計画を与へ理知を加へんとするものである」という一文が加えられていた（太田 [1976:144]）。

一方、フェミニストではないが、日本の優生運動の象徴的存在であった永井潜もまた、女性の役割を重視し女性に対するプロパガンダを積極的に行った。永井は「産む性」としての女性の自覚を訴え、『婦人公論』などの婦人雑誌にしばしば寄稿した。永井は「産む性」としての地位確立のために、女性自身が積極的に活動することを奨励した。1935年には、女性を優生運動に動員することを目的に、正会員を女性のみとする日本優生結婚普及会を日本民族衛生協会の外郭団体として結成、翌年には機関誌『優生』を創刊して、女性主体の衛生結婚運動と優生運動を推進した。

日本優生結婚普及会副会長の竹内茂代は、産婦人科医で婦人参政権運動の活動家でもあった。竹内茂代は「腹は借物と言った昔の夢からさつぱりと醒めて戴きたい」と断言する。配偶者として健康で「良い遺伝質」をもち、知能の高い、「優生学的に差支のない婦人」を選んで「初めて幸福な結婚が出来、子孫のため国家のため喜ぶべき結婚が成立つ」のである。さらに、女性にこのような高い要求をするからには、男性も性病やアルコールを避けなければならない、と竹内は諭している（竹内 [1938:2-17]）。

日本女子大学の創立者である成瀬仁蔵も注目に値する。成瀬は、高等教育を受けた女子の優生学的側面での貢献を重視し、大澤謙二、永井潜、古屋芳雄ら優生学を推進した主要な医学者を日本女子大の講師として招いて授業を担当させた。また、実現にはいたらなかったものの、人種改良の見地から女性や子どもの医療には女医がより適していると考え、医学部および「人種改良学科」の設立を構想した（Sitcawich [1998:75-88]）。

産児調節推進派とその反対派が、あるいは保守的な母性主義者と急進的フェミニストが、それぞれ「優生学」の名の下で持論を展開したことからわかるように、様々な異なる

る立場の人々が優生学という概念を柔軟に加工し、自己正当化の論拠とした。しかし、人間の肉体面・精神面での生得的資質の改善を帰属集団（「国家」「民族」「社会」「人類」など）の存続・繁栄の鍵とみなした点では、一致していたといえる。このとき、子孫に対する遺伝的影響力を男性と均等にもち、しかも胎児を育てる母体、主たる哺育者としての「女性」は、決定的に重要な位置を占めることになった。優生学は女性に「人種の母」として極めて高い地位を与え、その立場に合致する限りで女性の発言力を高め、また女性の主体性や社会的活動を重視したのであった。しかしそれは同時に、女性の尊重が量質ともに望ましい子孫の産出と不可分とされることを意味し、女性の存在意義は良質な子孫を提供できる生殖能力に再び還元されることになったのである。

D. 考察

以上にみてきたように、出生率低下が文明化による必然的帰結であり、放置すれば民族の衰退を来すという危機感が、20世紀初頭に欧米で浮上した。特に出生率格差が人口の質を低下させるという懸念を背景に優生運動がたかまり、そうした海外の動向に日本の知識人たちも敏感に反応し、国民の子産み子育てに向かう意欲を人為的に構築しようと試みた。この研究では、そうした試みの代表である優生論（逆淘汰防止論）を出生率低下原因論との関係において検討し、その結果、優生論が「人種の母」として女性の地位を高め、女性の親としての地位を再構築したことが指摘された。

E. 結論

優生論は遺伝決定論的な特徴があるため、子孫の産出において家系が重んじられる傾向がある。しかし、優生論は生物学、医学、人口論など知的専門職が提供する知識を根拠にしており、また、その基底には国民国家における人口の量と質の確保という近代的な要請が存在した。さらに、子孫をうみだす生物学的両親（実父母）の身体的条件の質を最優先にするため、婚姻や生殖をめぐる家や共同体の伝統的慣習を否定する側面も強かったと考えられる。つまり、優生論は個人よりも国家や民族の利益を優先する側面があるが、優生論は、自らの生活水準や社会的地位の維持向上をはかって晩婚や避妊を選択し、生殖の自律性を求める個人主義的な中上流階級をターゲットとしていた。そして、実父母にあたる彼らの役割の重要性を強調し、彼らの自覚を促した。また優生論の生物学主義によって、実父母の子孫に対する責任がクローズアップされることになった。現代の少子化対策やリプロダクティブ・ヘルス／ライツを踏まえた先端生殖医療技術の規制のありかたを模索する上で、実父母への養育責任集中過程における優生論の影響力のさらなる分析が求められる。

文献

- Galton, Francis 1883 *Inquiries into Human Faculty and its Development*, London: Macmillan
廣嶋清志 1980 「現代日本人口政策史小史—人口資質概念をめぐる（1916—1930）」、『人口問題研究』154: 46-61
—— 1983 「人口問題の質的側面」、南亮三郎編『人口問題の基本考察』（人口学研究シリーズ VIII）: 57-86、千倉書房
保健衛生調査会 1917 『保健衛生調査会第一回報告書』
市野川容孝 1996 「性と生殖をめぐる政治」、江原由美子編『生殖技術とジェンダー』、勁草書房
石崎昇子 2000 「明治期の生殖をめぐる国家政策」、『歴史評論』600: 39-53

- 小林登美枝 1983 「解説」、平塚らいてう著者集編集委員会『平塚らいてう著作集』第3巻、大月書店
- 古久保さくら 1991 「らいてうの『母性主義』を読む」、『女性学年報』12:75-83
- 古屋芳雄 1930 「中堅階級は絶滅か—新マルサス主義侵潤の危機」、『優生学』7:2-5
- 呉文聰 1905 『人口政策』、丸善
- 松原洋子 1998 「中絶規制緩和と優生政策強化—優生保護法再考」、『思想』886:116-36
- 南亮三郎 1935 『人口理論と人口政策』、千倉書房
- 美濃口時次郎 1944 『人口政策』、千倉書房
- 永井潜 1920 「『バース・コントロール』をコントロールせよ」、『婦人公論』(8月号):50-2
- 荻野美穂 1994 『生殖の政治学—フェミニズムとバース・コントロール』、山川出版社
- 太田典礼 1976 『日本産児調節百年史』、出版科学総合研究所
- Sitcawich, Sumiko Otsubo 1998 “Eugenics in Imperial Japan: Some Ironies of Modernity, 1883-1945,” Ph.D. dissertation, Columbus, OH: Ohio State University
- Soloway, Richard A. 1995 *Demography and Degeneration*, Chapel Hill and London: The University of North Carolina Press
- 竹内茂代 1938 「優生的女性」、『優生』2-13: 2-17
- 建部遯吾 1905 『社会理学』、『普通社会学』第2巻、金港堂書籍
- Teitelbaum, M.S. and J.M. Winter 1985 *The Fear of Population Decline*, Orlando: Academic Press =1989 黒田俊夫・河野稠果監訳、『人口減少—西欧文明衰退への不安』、多賀出版
- 米田庄太郎 1920 『現代人心理と現代文明』(第5版)、弘文堂書房

高度成長期以降における 在外日本人家庭の養育責任論の分析

分担研究者 渋谷真樹（お茶の水女子大学ジェンダー研究センター研究機関研究員）

研究要旨

親に同伴して海外で生活する日本人の子どもたちの養育や教育の責任を、家庭、企業、教育現場、社会、政府のどこにどの程度求めるかについては、さまざまな議論が繰り広げられてきた。そこで本研究では、国外での養育や教育の責任をめぐる議論を、海外子女教育関係者の言説の中から明らかにすることを目的にした。具体的には、海外子女教育振興財団の機関誌に掲載された海外子女教育に関する提言を、創刊から現在にいたるまで、約 30 年間にわたって分析した。

在外子女の養育や教育の責任は、当初、海外に住む保護者や海外進出企業が負ってきた。しかし、在外子女数の急増し、日本人の海外での活動の公的な意義が主張されるにしたがって、国も積極的に支援し始めるようになった。その結果、海外子女教育の制度や施設が充実し、海外子女の養育や教育の理念や方法は多様化し、親に選択の余地が与えられるようになった。それでもなお十分な海外子女教育の成果が得られない原因は、閉鎖的な日本の社会に帰され、海外子女本人や個々の家庭の意識変革を求める主張が強まった。個人主義的な主張と国家主義的な主張とは、ぶつかりあいながらも共に存在してきた。近年では、「他者と共生する力」の養成を、行政や教育現場、家庭のすべてに期待する声が強まっている。

海外での養育・教育責任論を分析した本研究からは、実父母が養育や教育の責任を全うしがたい状況におかれた際の、家庭の対応の仕方や、国家や企業の支援のあり方が浮かび上がった。

A. 研究目的

今日において児童の養育および教育が困難な一因としては、日本の企業の海外進出などに伴う国境を越えた勤務の増加が挙げられる。こうした親に同伴して海外生活を経験する日本人子弟、いわゆる海外子女は、日本の経済成長に伴い、急増してきた。

海外在住の日本人子弟（在外子女）に対する教育に関しては、従来から在外家庭や海外進出企業が自助努力をしてきた。しかし、日本人の海外活動の急増やその重要性を背後に、国の海外子女教育への対応を迫る世論が強まり、本来は直接の責任をおわないはずの国家も、1960 年代より、文部・外務両省を中心に支援教育体制を敷いている。帰国後の子どもたち（帰国子女）に対する教育制度についても、保護者・企業・行政がそれぞれの立場から対応に取り組み、1970 年代以降大幅に改善されてきた。

海外子女教育振興財団が刊行する『海外子女教育』は、1971 年以来、海外子女教育の基本的な考え方や、具体的な施策に関する提言・理念を数多く発表し、海外子

女教育に強い影響を与え続けてきた。そこで、本研究では、この雑誌が創刊以来約30年のあいだに、海外での子育てや教育について、家庭や企業、国家のどのような声を伝えてきたのか、そこでは、公私のどちらにどれだけの責任や支援が求められていたのかを整理し、その変容を跡づける。そのことによって、海外勤務という実父母だけでは養育・教育責任が果たしにくい環境下で、子どもの養育や教育の責任がいかに果たされるべきだと論じられてきたのかを解明する。

B. 研究方法

本研究は、海外子女教育振興財団の機関誌『海外子女教育』をもとに、海外子女の養育や教育は、政府、企業、教育現場、家庭などの中で、だれが、どのように、どの程度担っていくべきであると論じられているのかを整理し、そうした議論の変容を跡づける。

海外子女教育振興財団の前身は、1964年の経済同友会の「教育問題委員会」である。1971年1月には、官界・財界・教育界の発起により、文部・外務両省の設立許可を得て、財団法人になった。海外子女教育振興財団は、創立の2ヶ月後には、国内外の情報交流をはかる目的で、『海外子女教育』を創刊している。『海外子女教育』は、創刊当初は隔月刊であったが、1975年1月より月刊になっている。2000年3月現在、通巻325号で、発行部数は約32,000部ある。『海外子女教育』は、唯一の海外子女教育専門誌として、海外子女教育の基本的な考え方や、具体的な施策に関する提言・理念を数多く発表してきた。

本研究では、特に、各界の著名人が広い視野から提言する「提言」（1971年～1984年）、その跡を継いだ「らんだむ・とーく」（1984年～1994年）、海外子女教育に造詣の深い識者による「論壇」（1991年～1994年）、および、「らんだむ・とーく」と「論説」とを一本化した「支点・力点・作用点」（1994年～現在）を取り上げ、そこでの海外子女に対する養育・教育責任の語られ方と、その変容を解明する。

（倫理面への配慮）

本研究は、公刊された文献資料によるものであるため、研究対象に対して不利益や危険を及ぼすことは考えにくい。

C. 研究結果

『海外子女教育』誌上における海外子女の養育・教育責任に関する議論は、その論調から、大きく、I) 国の支援を要求した時期（1970年代）、II) 帰国子女個人の内面に着目した時期（1980年代）、III) 社会の変革を求めた時期（1990年代）の3期に分類できる。以下、特徴的な議論を(2)挙げつつ、それぞれの時代を説明する。

I) 国の支援を要求した時期（1970年代）

1970年代には、海外で日本人の子どもを育て教育するにあたり、従来の家庭や企業の努力に加えて、政府の積極的な支援を求める意見が強い。そこでは、海外子女教育のための制度や施設の整備に最大の関心があり、学校の建設や特別入学試験制度の設置などを政府に求めている。海外子女の養育・教育責任を政府に求められる理由としては、日本人の海外での活動が、国家の発展にとって不可欠であることが主張されている。

以下、この時代に典型的な議論を、掲載号、記事名、著者、著者の肩書きとともに抜粋する。なお、強調は渋谷による。

1976 年 10 月号 「門外漢の素朴な疑問」(大照完、国土館大学教授)

「海外子女教育の推進に関する基本的施策について」を通読して、[中略]国は「[在外教育施設としての日本人学校の]設置に際し協力し…施設設備の充実に援助を行う」とあるし、そのほかこの長文の何処をさがしても国が協力と援助をすることはいろいろ出ているが、国が自分の責任として自ら行うことは見当たらないようである。[中略]我が国が資源の大半を外国に依存するという経済基盤の脆弱さだけをとっていても、今後ますます海外に発展することが国として宿命的必然であることも海外子女教育の重要性を支える一つの柱であることに、なぜか触れられていないようである。

1977 年 3 月号 「昭和 52 年度の政府予算をみて」(乾侑、日本学術会議事務局学術課長)

戦時中は、第一線の兵士たちは空を仰いで「もっと飛行機を」と叫んだが、今は、国の尖兵として海外で働いている企業の駐在員たちは「もっと学校を」と叫んでいると云う。(深田祐介氏『新西洋事情』) こうした海外駐在員たちの切なる願いが昭和五十二年度の海外子女教育関係予算(政府原案)にどのように反映されているだろうか。[中略]一時期、海外子女教育の仕事に関係した者として、新しい海外子女教育の彫像が関係者の手によって少しずつ刻みこまれて行くことを期待するものである。

1977 年 11 月号 「もう一つのルートを」(柴田俊治、朝日新聞外報部長)

日本の教育システムを《複線》にし、現行の学校ルートのほかにもう一つ《国際教育路線》を作ってほしいということです。[中略]せっかく育ちかけた国際人の卵を、また純日本人に押し戻し[中略]子供たちには、海外での生活の延長線上での日本の生活ではなく、海外と日本との間でいちど生活を断ち切って、異質な人生を始めるように要求している[中略]最大の原因はやはり現在の日本の教育制度とそれを支えている教育観にあり、帰国子女を抱えた親個人の力ではどう抗いようもないものだと考えざるを得ません。[中略]いま、国際人の必要を声高に唱えているところ、外務省はじめ政府各機関、大商社、メーカー、マスコミといったところが、この[国際教育路線]大学卒業生でなければ…という空気を作れば、帰国子女教育問題と海外留学生受け入れ問題は、同時に大きく前進するでしょう。

II) 帰国子女個人の内面に着目した時期(1980 年代)

1980 年代には、制度や設備上はある程度環境が整ったという共通認識が見られる。そして、アイデンティティの問題など、個々の帰国子女の内面に注目した議論が盛んである。日本人としてのアイデンティティの危機を問題にする意見がある一方で、複数の文化からよいところを選びとって自我形成することのよさを認める主張もある。前者は、国家としての統一を再度強調する。後者は、帰国子女に多様化し流動化する近未来を託す傾向があり、全体としての取り組みよりは、個々の対応に注目している。

この時代に典型的な議論には、次のようなものがある。

1984 年 10 月号 「今、なぜ日本人学校か」(佐藤國雄、文部省医学教育課長)

自分の子どもにどんな教育を受けさせるかということは、究極には親がきめることである。[中略][しかし、]教育とは極めて国民的な行為である。特に、学校教育というものは、国民としての自覚や責任を育むものである。[中略]教育、とりわけ義務教育段階のそれは国の存亡に関わるわけだから、たとえ外国の領土にあっても、自国民の教育をきちんとするのが政府の責任なのではないだろうか。国家の精神と、美しい日本文化を後世に伝えていく重要な手段の一つは学校である。[中略]日本文化についての深い理解がなくて、一体国際性とはどういうことなのだろうか。

1987年11月号 「新しい国際化時代の入口に立って」(奈良橋陽子、作詞家・演出家)

「帰国子女は文化や言語の面で中途半端なことがあるが」そこから自分の立場を世界という広がりの中でとらえ直すことによってパワーとすることができるだろう。

帰属観が薄れているということは、見方を変えればより大きな地平に立脚しているのだとは考えられないだろうか。そしてまた、それゆえに生じる矛盾や困難に耐えうる強さを持ったアイデンティティや人格が育ちつつあるのだと。

帰国子女自身にとっては、受け入れられるために力をそそぐよりも、自分の目的や興味の対象を見つけることやそれぞれの文化をより深く知ること、より客観的にとらえることを学んでいく中での方が、適応するための痛みが軽くなると思う。

Ⅲ) 社会の変革を求めた時期(1990年代)

1990年代には、制度や設備が整備されながら、なお十分な海外子女教育の成果が得られない理由を、閉鎖性や過剰な進学熱などの特徴をもつ日本の社会に求める議論が目立つ。日本社会の国際化が遅れている責任は、行政や学校に直接求められているのではなく、個々人や家庭の意識に求め、その変革を促そうとする主張が多い。そして、国際化には、他者と共生する力が必要だとされ、その養成に文部省はじめ学校や家庭がとりくむべきだと論じられている。

この時代に典型的な議論には、次のようなものがある。

1991年11月号 「国際教育振興財団への脱皮を!!」(斎藤祥男、中央学院大学教授・日本貿易学会会長)

帰国後に彼等[帰国子女]の海外経験が生かしうる日本社会の変質が必要となる。[中略]海外子女の教育には、両親の人生観の確立が必要といわれる。帰国後の一流校進学志向のための繋ぎ教育が海外日本人子女の教育であってはならないといわれながら、現実には脱皮していない両親が多い。

1997年4月号 「共に生きる力の育成に向けて」(磯田文雄、文部省教育女性局海外子女教育課長)

教育における国際化への対応とは、国内の教育とは別の特別のものではなく、また、付加的なものでもなく、我が国の教育の本質にかかわる問題であります。これから子どもたちに必要な「共に生きる力」の三つの側面のうち、他者と共に生きる力をはぐくむという、教育の基本的な課題であります。[中略]「共に生きる力」をはぐくむ教育とは、自立(生きる力)と共生(共に生きる力)を旨とする教育であります。子どもたち一人一人の個の確立を旨とし、自立を支援していく教育の営みは、二十一世紀という不透明な変化の激しい時代に生きていく子どもたちのためになく

てはならないものであります。また、宇宙船〔地球号〕と言われるように有限な地球の上で、冷戦体制崩壊後の多民族、多文化の交錯する不安定な世界に生きていくためには、子どもたちに共生する英叡を身につけさせなければなりません。

1997 年 5 月号 「海外子女教育について思うこと」(蒲原正義、外務省領事移住部領事移住政策課長)

「他者と共に生きる」能力は外国で生活していれば自然に身につくというのではなく、多くはやはり家庭における環境、両親の言動が占める割合が極めて大きいと思われます。〔中略〕海外における生活は、子供にとってたとえ辛くても国内では得られないさまざまな可能性を秘めていることも間違いなく、保護者と先生方が力を合わせて子供達にとって少しでも有意義な体験として下さるようお願いしたいと思っています。

D. 考察

上記の 3 期には、養育・教育責任は、以下のように議論されている。

I) 1970 年代には、海外子女は国家の責任であるか、家庭の責任であるのかが議論されている。そして、この時代には、従来は家庭が海外子女教育の中心を担ってきたが、今後は、制度や施設の整備などに関して、より積極的に政府が介入すべきであるという論調が強い。

II) 1980 年代になると、制度的な不備よりも、帰国子女個人の内面に関心が移っている。そして、一方で、日本人としての自覚をもった国民を養成する国の責任を問う意見がある。他方で、国家を超えて生きていける子どもを育てるための家庭のあり方や、個々の海外子女の意識の持ちようを問題にする主張もある。海外子女教育は日本人にするための国家の事業であるとする保守的な意見と、個々人が国家を越えて活躍するための好機であるとする超国家的な主張がともに存在し、錯綜している。

III) 1990 年代には、日本社会の閉鎖性を批判し、意識変革を求める意見が多い。他者と共生する力の育成が海外子女教育の新しい課題とされ、親、教師、政府がそれぞれに意識改革に努めるべきだという意見が主流である。

E. 結論

本研究では、官界、学会、経済界などで活躍する識者が海外子女教育の理念を語る、帰国子女教育の専門誌から、海外での日本人子女の養育や教育の責任の所在がどう議論されているか、またその議論はどのように変遷してきたかを明らかにした。

1970 年代以前は、海外で活動する各家庭に大きな負担が強いられてきた。1970 年代に入ると、政府の積極的な支援を求める動きへと転じていく。その背景には、日本の政府や企業のために海外で任務にあたっている者の子弟である海外子女を犠牲にしてはならないという補償の考え方と、海外での直接経験を持つ海外子女は、将来日本にとって有益な人材であるという期待とがあった。

政府の積極的な支援により、1980 年代には海外子女を取り巻く施策や制度がある程度整う。すると、海外子女の内面の問題に関心が集まりだす。そこで、政府による国民教育を強化しようとする立場と、国家を越えた個人を確立しようとする立

場がぶつかりあうことになった。

1990年代には、海外子女教育の成功の鍵として、社会の人々の意識のもちよう、特に「他者と共生する力」について議論されるようになる。そして、そうした力を養成するのは、行政機関や教育現場だけではなく、家庭でもあるとして、父母の養育・教育責任が改めて強調されている。

本研究では、各界の著名人が、公の立場で、海外子女教育の理念や提言を述べる傾向にある欄に着目した。今後の課題としては、同じ機関誌『海外子女教育』を用いつつも、主に海外子女教育に実際に携わる相談員や教師が各家庭に向けて書いている「教育相談室」、および、その跡を継いだ「子どもの教育Q & A」のような欄で、海外子女教育の養育責任がどのように語られているのか、それは、本研究で明らかにした結果とどのように相違しているのかを解明していく必要がある。